

広津和郎の「松川裁判」批判に関する一考察

——現代における「責任」概念に関連して——

藤 田 明 史

A Consideration on the Criticism of the “Matsukawa Trial” by Kazuo Hirotsu in Relation to the Concept of Responsibility in the Present World

Akifumi Fujita

抄 録

本稿は、作家・広津和郎が戦後、その文学的営為から一見かけ離れた「松川裁判」批判をなぜ行なったかについて、彼の文学作品の内在的検討を通じて明らかにしようとする。広津の「松川裁判」批判は、不当な死刑・重刑を正当化する権力の言説に対する批判であったから、まさに平和学で言うところの「文化的暴力」批判の一つの歴史的事例である。広津は小説家であり、作家としての彼がなぜこうした裁判批判を行なったかは、それ自体に興味があるだけでなく、現代の諸問題——とりわけ「責任」概念をめぐるそれ——に多くの示唆を与えているであろう。

キーワード：作家広津和郎、「松川裁判」批判、文化的暴力としての権力の言説、もう一つの言説、責任

(2011年9月29日受理)

Abstract

In this article, the author tries to make clear why Kazuo Hirotsu, a Japanese novelist, made a continuous effort after the Second World War to criticize the “Matsukawa Trial”, an effort apparently quite apart from his literary activities, through investigating his literary works. His criticism of the “Matsukawa Trial” was a historical example of that of discourse of power, a kind of so-called cultural violence in terminology of modern peace studies, justifying unjust death penalty and severe punishment. This problem is not only interesting in itself but gives us many implications to the problems of today, especially to that of responsibility.

Key words: Kazuo Hirotsu as a novelist, criticism of the “Matsukawa Trial”, discourse of power as cultural violence, alternative discourse, responsibility

(Received September 29, 2011)

はじめに

本稿は、作家・広津和郎（1891-1968）が第二次大戦後、その文学的営為とは一見かけ離れた「松川裁判」批判をなぜ行なったかについて、主として彼の文学作品の内在的検討を通じて明らかにすることを目的とする⁽¹⁾。

平和研究に関心をもつ筆者が、いま、この問題を取り上げようとするのは、次のような問題意識からである。

- (1) 平和学は、暴力批判を基礎とする。現代においては、とりわけ、直接的・構造的暴力を正当化する文化的暴力の批判が焦眉の課題である⁽²⁾（「核抑止論」批判、「原発の安全神話」批判など）。広津和郎の「松川裁判」批判は、不当な死刑・重刑を正当化する権力の言説に対する批判であったから、まさに「文化的暴力」批判の一つの歴史的事例に他ならない。それはどのようなものであったか。また、そうした文化的暴力に対する有効な批判はいかにして可能となるのか。
- (2) 広津和郎は小説家であった。作家としての広津がなぜ「松川裁判」批判を行なったのか。日常の徒事的現実からいかにして生氣ある平和的価値意識が生まれるかに関心をもつ筆者にとって、これはそれ自体が興味ある問題である。そして、その内面的・必然的な理由は、彼の文学的営為そのものの中に見出すことができよう。
- (3) しかしそれだけではない。広津の「松川裁判」批判は、われわれが直面する現代の諸問題に示唆するものを多くもっているように思える。すなわち、広津の「松川裁判」批判の現代的意義は何か。

以下、1～3において上の(2)の課題について述べ、4で(1)、5で(3)について述べる。

まず、松川事件の概要をここに記しておこう⁽³⁾。日本が米国を中心とする連合国の占領下にあった1949（昭和24）年、吉田内閣によって6月に作られた「定員法」による国鉄の大量減首を背景に、国鉄をめぐる三つの事件が相次いで発生した。すなわち、7月に起った下山事件（5日、国鉄労働組合が団体交渉の相手としていた下山国鉄総裁が失踪、翌朝に常磐線の線路上で轢断死体として発見）、三鷹事件（13日、無人電車が突如として暴走、駅構外に飛び出し、都民を殺傷）に続き、8月に三度目の恐るべき椿事が起った。すなわち、8月17日午前3時09分、福島県の金谷川駅と松川駅との中間のカーブで、福島駅を定時に発車した青森発上り旅客列車の先頭機関車が脱線・転覆し、続く数車両も脱線した。乗客には死傷がなかったものの、機関士ら三名が惨死した。最初の被疑者（赤間勝美、当時19歳）の逮捕（罪名、傷害）が9月10日にあり、約十日間の捜査で自白調書が作成され、この「赤間自白」によって、約一カ月の間に次々と被疑者が逮捕されていった。これが松川事件である。そして、五回の裁判が行なわれた⁽⁴⁾。福島地裁での第一審判決（1951.12.6）、全員に有罪（死刑五名、無期五名、有期十名）、被告側が控訴。福島高裁での第二審判決（1953.12.22）、三名が無罪、十七名は有罪（死刑四名、無期二名、有期十一名）、十七被告が上告。最高裁大法廷（1959.8.10）、原審破棄、高裁差戻し（評決七対五）。仙台高裁（1961.8.8）、十七名全員の無罪判決、検察側が上告。そして、最高裁小

法廷（1963. 9. 12）、上告破棄、全員の無罪確定（評決三対一）。そのプロセスから、これがきわめて特異な事件の特異な裁判であったことが判る。

1. 『怒れるトルストイ』と『神経病時代』——批評文学の原型

広津和郎の場合、批評と創作（主として小説）が芸術活動の両輪になっている。彼の文学が「批評文学」と言われる所以である⁽⁵⁾。その批評と文学とは、どのような関係にあるのか。ある思想や理論に解釈を付けるのが批評であろう。しかし、小説はこれとは異なる。広津によれば、小説においては、「ある解釈がつくだけではいけない。解釈に具体性の裏付けがなければならない。それでないと解釈に血や肉が通って来ない」というのである⁽⁶⁾。まず、同時期（1917）に発表された初期の代表的作品である評論『怒れるトルストイ』と小説『神経病時代』についてこのことを見よう。

『怒れるトルストイ』は、聖書の「山上の垂訓」からトルストイが取り上げた五戒、すなわち「(一) 怒るなかれ、(二) 姦淫を犯すなかれ、(三) 誓うなかれ、(四) 悪によって悪に抗するなかれ、(五) 人の敵となるなかれ」に関して、(四)と(五)、とりわけ(四)の「悪によって悪に抗するなかれ」を重視するトルストイの解釈に対して、(一)と(三)、とりわけ(一)の「怒るなかれ」を重視しようとする自身の解釈を対置し、その立場からトルストイの思想を批評したものである。まず彼は、第四の「悪によって悪に抗するなかれ」とは、トルストイとともに、「真にこの世から悪を根絶しようと思ったならば、各人が悪に対して無抵抗にならなければならない、そうすれば自然に悪は消滅してしまうことになる」という教えであることを認める。しかし、こうした解釈の延長線上のみで「怒るなかれ」を位置付け、解釈するトルストイに異論を唱える。なぜなら、「怒るなかれ」をトルストイは、「総ての人と平和を保つべし、如何なる場合にも怒りを以て正当なりとなす事勿れ」ともっぱら個人と個人との間、個人と社会との間の外面的な関係において捉えるのに対し、これに加え、そこにはもっと内面的なものが、換言すれば「個人と『神』との間の関係」が表現されていると彼は考えるからである。すなわち、彼によれば、「『怒る』ということほど我々の靈魂の成長力を害するものはない」のであり、したがって、「怒りは他人を害する前に、まず個人自身を害する」のである。ところで、こうした解釈の違いは、人間の態度や行動の解釈に、具体的にどのような相違をもたらすのであろうか。まず、軍隊、裁判、強権といった社会悪に対してはどうか。トルストイは、現代文明の悪しき制度のもとで働くよりは、むしろ「無為を選べ」という。ここには、現代文明への恐ろしい呪詛から来る性急が漲っている。多くの人はこのようなトルストイの憤りに非常な同感をもつに違いない。しかし、「これは人々に強いることは出来ない」と彼は考える。「ちょっとの間でも仕事の手を休めたならば、この恐るべき時代は、多くの個人を瞬く間に餓死せしめるであろう」からだ。そしてトルストイのこの主張に一定の意味があるにしても、そこには「非常にデリケートな手段」が必要であり、「叫喚の代りに沈黙」が、「憤激の代りに憐憫」が必要であるとする。次に、生と死についてはどうか。トルストイによれば、生は「死の準備」である。そうし

てはじめて、死に際して、「真生活の曙光」があり「救い」がある。しかし果してそうか。彼は、考える。「私は『死』は見たくない。見るを欲しない。しかし見なければならぬ事実ではある。だが、この事実を泰然として認識し得る強い精神力を持ちたい。その精神力は死の準備をすることによって得られるものではない。生きることによって得られるのである」と。さらに、自己完成について。自己完成への道は苦痛である。この意味で苦痛こそは「善」である。その場合、そこには苦痛とともに法悦がある。しかし、トルストイの言う「苦痛」には「法悦」がないと彼は言う。そしてそれは、結局のところ、人間を害する「怒り」をトルストイの理性が是認してしまうことからの帰結に他ならないとする。最後に、(社会) 認識についてはどうか。トルストイは、農夫の悲惨な境遇に涙すると同時に、「然るに我々はベトオヴェンを解剖している」と自己批判する。しかし、「農夫の悲惨は農夫の悲惨である。ベトオヴェンの解剖はベトオヴェンの解剖である」と彼は言う。そして、「トルストイはその間に橋桁をかけることに苛立って、まず足もとの川底を掘って土台を積みねばならぬことを忘れていた橋の杭である」とするのである。すなわち、ここでは、「現実」に対峙する社会認識の不足が指摘されているのである。

『神経病時代』は、作家の生涯のテーマが全てここにあるという意味では、広津の代表作といえよう。若い新聞記者の鈴木定吉は「憂鬱」に苦しめられている。周囲の何もかもがつまらなくて、淋しくて、味気なくて、苦しいのである。一体、その憂鬱はどこから来るのか。第一は、家庭からだ。定吉はすでに結婚し、子供が一人いる。ところで、彼には以前、深く愛した少女がいたのだ。しかし、それを打ち明ける勇気がなく、躊躇し悶々としていた。そこに彼の妻が現れた。彼女は積極的で、大胆に行動した。「ああ」と定吉は今でも思うのである、「自分は意気地がない。俺はあの時なぜ拒絶しなかったろう」と。しかし彼女を捨てることはできない。女を捨てる男が世の中に多くいるのに対して、「俺は責任を知っている男なのだ」と憤激とともに優越感も感じるのである。第二は、新聞社の仕事からである。社会部の編集の仕事はやたらに忙しい。しかも、その内容は、社会悪にむしろ加担するものであり、心底から打ち込めるものではない。「何のために」と問うとき、「生活のために」という口実しか彼には思い浮かばないのである。こういう精神的に悲惨な生活の中であって、定吉の唯一の楽しみは、月に一度、神田の小さなカフェでの友との語りである。相川は小説を書いている。その自信に満ちた語り口からは、確かに傑作が出来上がるに相違ないと定吉は思う。遠山は酒に溺れ、雑誌社への新しい就職も長続きはせず、生活は破綻に瀕している。しかし、彼は、妻や子供を心の底から愛し、妻も彼を愛している。芸術への一途な愛にも支えられ、ともかく彼は、必死に生きている。仲間の中で最年少の河野は、一人の少女に恋をしている。そして、その気持を彼女に伝えようと、絶望的な努力を試みているのだ。彼らの生活には目標があり、少なくともそれを実現しようとする意志の強さがある。しかし、定吉にはそうした目標や理想は全くない。彼には物事に対する明確な意見というものがない。個々の事物を雑然と感じるのみで、それらを統一し総合して、一個の纏まった自分の意見とする力が欠けている。その結果、つねに人生に脅かされているのである。ある晩、定吉は、一人の酔漢が乱暴を働いて、交番

の前で二人の巡査に組み伏せられているのを群衆の間から見る。酔漢の額は小砂利で擦りむけ、血が地面にポタポタ黒く落ちている。酔漢の有様は他人事ではない。「あ！」と定吉は思う。心臓がきゅっと痛み、胸が烈しく波打つ。それは対象への明確な意識から来る感情ではなく、反射的な神経の痙攣にすぎない。それは人格の破綻から来る「神経病」なのである。そこから逃げ出すことしか彼にはできない。こうした症状が神経の上に現れて以来、彼にとって人生は「絶え間ない地獄の呵責」となったのだ。そして終に怒りが爆発する。職場では、命令を素直に聞かない部下に対して、家では、些細なことをきっかけに妻に対して暴力を振るってしまうのである。定吉は今の生活を根柢から改革したいと思う。そのことを相川に打ち明ける、「僕はワイフと別れたいんだ！」と。「そりゃ別れてもいいだろう」と相川は答える、「君は今のままでは亡びるんだ。だから君はまず亡びることを拒絶しなければならない」。自分の決心を妻に言おうと定吉は下腹にうんと力を入れて家に帰る。すると、妻から意外なことを知らされる。「ねえ、あなた、さっき遠山さんが光来しゃいましたよ」と（「光来しゃいました」を「いらっしゃいました」と読ませていることに注意——引用者）⁽⁷⁾。家賃の不払いで家を追い出された遠山が、二人の子供を連れて一晩の宿を求めて来たのだった。妻は憐憫から承知したが、遠山の年上の六つになる娘がどうしても帰りたいと納得しなかったというのだ。突然おとずれたこの事件は二人の心を優しくする。妻は二人目の子供ができたようだと言いつける。「あっ！」と定吉は叫ぶ。「恐ろしい絶望があった。何とも言われぬ苦しさがあった。が、それと同時に彼は、妻のために下女を雇ってやらなければならないことを考えた。」ここに表現された妻への「責任」は、前述の責任からは一歩抜き出した、より真実のこもった、その意味で質的に異なったものであることに留意したい。

評論『怒れるトルストイ』と小説『神経病時代』とはどこに接点があるのだろうか。まず、『怒れるトルストイ』を単に広津のトルストイ批判と読むのではなく（もちろん、そうした体裁をとってはいるが）、トルストイを偉大な反面教師としての、広津の思想とトルストイのそれとの格闘または対話として読むべきである。彼はトルストイと相似の要素を多分にもっていたであろう。とりわけ、「怒り」である。しかし彼が遠く及ばないのはトルストイの生活力である。だから、彼がトルストイから学ぶためには、トルストイにおける「怒るなかれ」と「悪によって悪に抗するなかれ」の比重を逆転させなければならなかったのだ。トルストイの生活力を百とすれば、普通人の生活力は一である。生活力は与件だから、百の生活力が一の生活力を導いて十にすることはできない。「十の生活力に十の発達をさせた人、二十の生活力に二十の発達をさせた人こそは、我々が持っているかもしれないところの二か三の生活力を、一か二の発達に導いてくれるであろう。」しかしその場合でも、方法の問題として、怒りの克服はいかにして可能となるのかの問題は残る。

2. 『二人の不幸者』と『志賀直哉論』——「性格破産者」とは何か

『神経病時代』の後、作者は一つの長編を書きたいと思った。なぜなら、「それを書こう

とした私の心の動機に、今でも尚十分な是認が出来るので、それだけその出来栄の不完全さが、私には残念に思われ」だからである⁽⁸⁾。確かにきわめて稠密な時間と空間の中に登場人物たちは閉じ込められている。彼らは今にも窒息しそうである。しかし、窓を開け放てば、彼らはより自由に動き始め、そこには何かしら未知の世界が現出しそうな予感がある。これは、長編小説によってこそ可能となろう。彼らの可能性はそこでこそ顕現するに相違ない。しかし、力量と時間不足のため、計画中の長編に出てくる人物から「最も性格の弱い」二人の人物を抜き出し、彼らの生活の一部をスケッチ風に描いたのが中編小説の『二人の不幸者』(1918)であった。ゆえにこれは、来るべき長編への過渡的な作品と位置付けられよう。むしろここでは、作者が「序」で提出している「性格の破産」なる概念が重要であろう。すなわち、人間類型としての「性格破産者」とは、「此人生に何等の要求をも目的をも持っていない青年」、または「此人生に要求や目的を持っていても、その要求を実現し、その目的を完成する力が全然自分に欠けているというその無力の自覚のために、云いようのない悲しみの淵に沈んでいる」、そういった青年のことである⁽⁹⁾。作品の内容をここで説明する必要はあるまい。『二人の不幸者』では、ともかく、性格破産者の存在とその悲惨を示すことが目的であった。しかし、次の段階として、彼らにとって果して救いはあるのか、あるとしてもそれは一体どこから来るのかを的確に表現することが、作者の責任とさえなるに相違ない。それはいかにして可能か。

ここでも評論が本来の目標である長編小説の創作のためのスプリング・ボードになるであろう。広津は、性格の破産を乗り越え得る人物のモデルを、志賀直哉の中に見出す。この意味で、彼の『志賀直哉論』(1919)は重要である。

なぜ、志賀直哉がそうしたモデルになり得るのか。性格破産を克服するモデルは、その中に少なくとも次の三つの要素をもっている必要がある。第一は、それ自身が性格破産の要素をかなりの程度にもっていること、第二は、性格破産を超越できる強い性格を有すること、第三は、そうした強い性格を方向付け、導くことのできる方法を有していることである。志賀直哉はこれらの要素を全て備えているからである。まず、たとえば、初期の作品に属する『ある一頁』には、彼の心の底にある鋭い病的神経と、よりどころない焦燥とが、虚飾のないそのままの形で表現されている。また、『濁った頭』には、主人公の青年の正義派的な心持とデカダンの神経との闘争、及びそこから生まれる苦悶の悲劇が描かれ、ある時代の青年たちが経験した「危機」の代表的な表現たりえている。すなわち、志賀は、不調和、不自然、不正、醜悪、そういうものと一歩も妥協すまいとする警戒の感覚を張りつめているのである。しかし、もし彼が、あのような病的でさえある鋭い神経と感覚とをもつと同時に、それに相応する強い性格を欠いていたならば、その重圧に耐えきれず、あの「近代病者」の一人になっていたであろうと広津は言う。ここで「強い性格」とは何か。広津は、志賀の『和解』から、「感情には予定がつけられない」との特徴的な言葉を引き、これは、ひとたび起れば自身も制御しえない感情の爆発性を自ら意識し、それに対していかに用意周到に警戒しているかを示している、とする。そして彼の、世間の醜悪、凡庸と妥協すまいとする警戒性を「第一段の警戒性」と呼び、自己の爆発性に対する警戒

性を「第二段の警戒性」と名付ける。すなわち、「強い性格」とはこの「第二段の警戒性」のことに他ならない。それはきわめて複雑である。なぜなら、「その場になってみなければ、どうなるか解らない」、つまり予測がつかないからである。

そして広津は、『和解』から、父子争闘の悲劇についての次のような志賀の創作計画を引用する。ここにはまた、広津自身における長編小説の創作方法が、志賀の文章表現の中に自らの意図を籠める形で、暗々裏に述べられていると見ることができよう。

そしてその最後に来るクライマックスで、祖母の臨終の場に起る最も不愉快な悲劇を書こうと思った。どんな防止もかまわず入って行く興奮しきったその青年と父との間に起る争闘、多分腕力沙汰以上の乱暴な争闘、自分はコンポジションの上でその場を想像しながら、父がその青年を殺すか、その青年が父を殺すか、どっちかを書こうと思った。ところが不意に自分にはその争闘の絶頂に来て、急に二人が抱き合っけて烈しく泣き出す場面が浮かんで来た。この不意に飛び出して来た場面は自分で全く思いがけなかった。自分は涙ぐんだ。…………

しかし自分はその長編のカタストロオフをそう書こうとは決めなかった。……それはどうなるか解らないと思った。しかし書いて行つた結果そうなってくれば、どんなに愉快なことかと思った。

『志賀直哉論』において、著者は「自己を語るという言葉の文字通りの意味で、氏は常に自己を語っている」という一点に志賀文学の独創を見ている。すなわち、自分が見、聞き、触れ、感じたことをそのまま書き、そしてその他のことは書かないということ、言い換えれば、「抽象よりは具体、総合よりは個々」への徹底的な拘りに、現実を見る志賀の眼の特異性を求めているのである。そして、このことは同時に、志賀文学の非歴史性な性格を言外に指摘しているであろう。なぜなら、志賀の方法の特異性（それは独創性でもある）は、その必然の代償として、その作品に非歴史的な性格を与えざるをえないからである。この点に照らして見るとき、逆に、広津文学の性格が明らかになる。すなわち、広津文学の独創性は、こうした徹底したリアリストとしての志賀直哉の方法に学びつつも、そこに歴史的な視点を入れることを試みた点にあると言えよう。

広津にとって歴史的な視点とは何か。少し後の小論“全と個”(1938)において彼は次のように述べている⁽¹⁰⁾。自然主義以来、個という事が盛んにいわれた。田山花袋などはその代表的な主張者である。彼らは、個を通して見た全でなければ全は判らないという意味の事を主張していた。しかし、時代は変転し、逆に全の中の個としてしか、個が認められなくなった。個を掘り下げるとは、「要するに個人の問題に過ぎない」と非難されるに至った。すなわち、重要なのは社会であって、個人ではないとするプロレタリア文学の時代がやってきたのだ。ところが、この全体主義はやがて一つの壁にぶつかった。政治的には全く対立し、かつ強力な支配力を持つところの他の全体主義によってその行く道を遮断されたのである。しかし、そこでは同じく全の中の個が求められているのだ。だから、この辺

で政治への追従を止めにしたらどうかと広津は言う。そして、さらに次のように述べるのである。

日本の文学が、ひた走りに走って未解決のままに後に残して来たいろいろの問題を、この辺でゆっくり振り返り、解決して行ったら、どんなものであろうか。……個というような問題もその一つである。個の中の全とか、全の中の個とか、そうした抽象命題に走らずに、個を掘り下げて行く事を途中で中止した廃鉱——そういうものを、改めて掘り下げて見たら、もっと何か出て来るのではないか。

ここで言われている「個を掘り下げて行く事を途中で中止した廃鉱」とは、きわめて印象深い表現であるが、内容的には、それは、「性格破産者」と同じ意味であろう。すなわち、ここにおいて「性格破産者」という人間類型に対し、その歴史的な位置付けが行なわれているのである。そして、そうした「廃鉱」をあらためて掘り下げることは、ある意味で、自然主義における個の探求の再現である。しかし、それは二つの全体主義（社会主義とファシズム）を経た上での再現である（否定の否定）。その可能性を探求し、文学表現として定着させることが、広津和郎にとっての課題となったに相違ない。

3. 長編小説『風雨強かるべし』と新しい性格の創造

『神経病時代』と『二人の不幸者』以後、性格破産の問題を主題とする一連の作品として、戯曲『生きて行く』（1927）、長編小説『薄暮の都会』（1928-29）、同『風雨強かるべし』（1933-34）、同『青麦』（1936）、中編小説『真理の朝』（1937-38）、同『狂った季節』（1948-49）が書かれた。ここでは『風雨強かるべし』を取り上げる。『生きて行く』『薄暮の都会』はそれに至る過程での作品であり、『青麦』はその一つのバリエーションであり、『真理の朝』は『青麦』の続編と見られ、戦後に書かれた『狂った季節』もこれらの延長上の作品であるからだ。そして、『風雨強かるべし』は、広津和郎の全著作において、おそらく一つの頂点をなす作品であろう⁽¹¹⁾。

あらすじを述べよう。卒業を来年にひかえた大学生の佐貫駿一は、早世した父の親友であった資産家の飯島千太から援助を受け、経済的には何不自由なく生活している。飯島家の二人の娘、ヒサヨとマユミとも親しくつきあっている。駿一は一時、大学の社会問題の研究会に出入りしていた。ある日、昔の仲間から、やはり仲間の一人であった梅島ハル子の病気の看護を依頼される。彼女は、治安維持法違反で「豚箱」に二ヶ月間拘留され、出獄後も脚気で心身の衰弱が激しい。しかも最近、彼女の夫も逮捕されたというのだ。彼女を看護することが駿一の日課となる。「傷つき倒れている彼女が起上る事に手を貸し得るといっただけで、それは自分に取って何という幸福であろう。」それはやがて愛に変わる。二人が結ばれるためには、それぞれが二者択一を迫られる。彼にとっては、彼女とともに運動に入っていくか、今の生活を維持するか、彼女にとっては、運動を捨てるか、個人的

な幸福を追求するか、である。ある日の夕方、二人は近郊にタクシーでドライブする。河原の橋の近くで降りる。月の光る夜のその情景の叙述はたとえば次のようだ。

二人は涼しい風に吹かれながら、何丁かあるその橋を渡り切ると、右手の道の方へ曲って行った。河原に出て見たいとハル子がいったからである。その道を行くと直ぐ人家がなくなって、木立らしいものが両側から迫って来た。二人は河原に行く道を探しながら暫くその道を歩いて行った。「何処かにその道がある筈です」といいながら、駿一は一二歩先に立って歩いて行った。「強いて河原に出なくたっていいわ。このまま人の通らない林か森の中に入って行ったって」と彼女は考えながら、駿一の後からついて行った。

こうした時、ハル子は夫が他の女性と同棲していた事実をはっきりと知る。そして夫との関係を清算し、駿一の元に行こうと決心する。しかし、駿一は未だ逡巡し、自嘲するのだ、「これが俺の安全第一主義なのか！」と。彼は旅に出、滞在地の修善寺から手紙で彼女をよび寄せる。彼女は行こうと思う。しかし、東京駅で切符を買い汽車を待つ間、偶然にも、連絡のつかなかった運動の仲間に出会う。そして、結局、ハル子は駐車場の外へ出て行くのだ。

事業の失敗から飯島家は没落する。千太も病気で倒れる。駿一は、千太からヒサヨのことを頼まれる。彼はヒサヨと結婚する。「自分も結局はおちつく処に来たのだ」と彼は思う。そして、「自分のような男には、やっぱりハル子は烈し過ぎた。そして複雑であり過ぎた。それに較べると、このヒサヨは何という晴やかさ、何という明るさだろう」と彼は考える。ヒサヨは、「どんな事があっても自分の手だけで生きられる人間になりたい」との意志から洋裁を習い始めていた。そして、千太に託されていた駿一の父の遺産を元手に、駿一と共同で新宿に洋裁店の経営を計画する。いざ明後日に開店という時、突然、妹のマユミが失踪する。彼女は、姉との競争心から、農林省のエリート若手官僚と結婚していた(彼は当初、ヒサヨとの結婚を目論んでいた)。その相手が収賄容疑で逮捕されたのだ。急遽、駿一とヒサヨはマユミが行った先と考えられた軽井沢に向う。東京駅に向うタクシーが途中のガソリン・スタンドに立ち寄った時、青い仕事着を着た若い女が駆け出して来る。ハル子であった。「黙って、黙って！」とその眼は駿一に叫ぶ。「この弾圧の中を、ああして身を匿しているのか」と駿一は感動する。汽車に乗ると、折しも風雨が強まる。駅の柱には、彼らの運命を暗示するかのよう、「風雨強かるべし」との赤い警戒板が物々しくぶら下がっている。――

小林秀雄は『『紋章』と『風雨強かるべし』とを読む』(1934)において、横光利一の『紋章』とともに広津の『風雨強かるべし』を批評している⁽¹²⁾。その論調は、やや不透明であるものの、両著に好意的である。その中で、『風雨強かるべし』の欠点は、端的に「発明力の不足にある」としている(因みに『紋章』の欠点は「旺盛な発明力にとまなう空虚なる饒舌にある」とする)。これに対し、「小林秀雄君に」(1934)で広津は小林に答え、「私

はモデルのない処には発明があるべきだ、と云ったような意図の下に、今の時代に一つの顕著な性格の創造される事には、凡そ興味を持っていない」と自分の立場を弁明する。さらに「作物の中に一つの創造された新性格が現れる場合は、断じてそれは実践的な具体性をもってこの時代に何かを働きかける可能性を持つべきだ。作者がその責任を感じなくして、みだりに新人物を創造すべきような、そんな時代では今はない」と作家の立場からの時代認識を述べ、そして「性格を求めて性格破産を掴んでくる私の旅は、今後まだ長く続くだろう」と自身の創作の意図を表明している⁽¹³⁾。

ここには広津の最も深い創作の方法が期せずして述べられていよう。すなわち、新しい性格の創造があるならば、それは、人物たちの態度や行動が縦横に織り合わさって、そこに思いもよらない柄模様が変わってくる、そうしたものである他ないと言っているのであろう。そして、長編小説はそのための必須の形式である。

ところで、戦後(1947)に出版された、『風雨強かるべし』の「週報文庫」版には「序」が付され、この小説の新聞連載が始まった時、内務省及び警視庁から新聞社に一五ヶ条の禁止事項の通達があった事実が記されている⁽¹⁴⁾。その中には、「左翼運動の具体的な方法を書いてはいけない」「留置場の光景を書いてはいけない」「取調べの模様を書いてはいけない」「作全体の上に左翼に対する同情があってはいけない」などの項目があり、作者は、「その一五ヶ条と首っぴきで、その隙を窺い窺い、どうやら書き上げたのがこの小説である」と述べる。これはどう読めばいいのか。

『風雨強かるべし』において、作家のいうような新しい性格の創造が果して現れているだろうか。確かに、洋裁店の共同経営を企てる駿一とひさよという人物の形で、その可能性は示唆されている。しかし、かりに二人がそれに成功しても、それによって、治安維持法に代表される社会の抑圧機構は何も変わらないであろう。『風雨強かるべし』では、権力機構の内部はブラック・ボックスである。当時の状況から考えて、その詳細は知り得なかったし、またいくら知り得ても、書き得なかったに相違ない。しかしこのことが、その文学作品としての説得力を不十分ならしめていることもまた否めないであろう。なぜなら、権力の「暴力」が、「性格を求めて性格破産を掴んでくる」ことになる主たる元凶に他ならないからだ。作家はそのことを十分に意識していたであろう。しかし、その実行には、——権力の暴力の実態を深く知り、作品に定着させるには——戦後を待たねばならなかったのである。それは広津にとって意外な形でやってくる。すなわち、松川事件という冤罪事件の裁判への関与である。そして、松川裁判批判を通じての権力の言説に対する広津の批判は、以上の文脈においては、『風雨強かるべし』への補注としての意味を担うことになるのだ。補注によって本文が生きる。しかしむろんそれだけではありえない。

4. 広津の裁判批判の方法とそれが達成したもの

広津の松川裁判への関心の契機は、1952(昭和27)年の末か53(昭和28)年の初めに送られてきた、第一審で全員有罪判決を受けた被告たちの無罪を訴える文章を集めた小冊

子『真実は壁を通して』を偶然に読み、「この人達の文章には嘘が感じられない」と思ったことである⁽¹⁵⁾。文学上の「道づれ」である宇野浩二も、この冊子を読んでいて、「被告たちのいうことが真実ではないかと思う」との意見であった。1953年5月に二人は仙台高裁に傍聴に行き、広津は『真実は訴える』(53.10)を書き、宇野は『世にも不思議な物語』(同)を書いた。宇野は「仙台の法廷で見た被告諸君の眼が澄んでいた」と表現した。

ところで、「眼が澄んでいる」といった表現は、広津の作品の要所にしばしば現れることに留意しよう。「澄んだ、微笑を含んだあの人のまなざし」(『死児を抱いて』)、「彼女の澄み切った眼」(『二人の不幸者』)、「彼女の澄んだ眼」(『薄暮の都会』)、「その澄んだ眼」(『泉へのみち』)のように。それは、無力のために悲しみの淵に沈んでいるものの、一方において「真実」を見通している眼であり、端的に「性格破産」の象徴的表現なのである。すなわち『真実』を訴える『澄んだ眼』が、広津和郎における「裁判批判」と「文学」とを結び付けるところの結節点なのである。社会学者である内田義彦は、このような「松川裁判」批判に専念した、広津の文学者としての在りようを次のように述べている⁽¹⁶⁾。「被告の眼が澄んでいるという事実を事実として見る自分の眼、——作家として鍛え上げてきたはずの自分の眼——を一途に信じて、一生のまとめともいうべき重大な時期のすべてを惜しみなくそこに集中した。そこにこそ——それが「文学」といわれるものであるかどうかはどうでもいい——文学がある。その信念の深さ、そこから発する探索行為のすべてに、この作家の、作家としての長年の仕事が結集し、そこで開花している。そういう賭でこれはあった。」けだし、的確な指摘であろう。

第二審の判決(1953.12)後、広津は裁判批判の文章を書き始める。彼は『中央公論』の1954年4月号から四年半に亘って同誌に「松川裁判」批判を連載した(中央公論社版『松川裁判』全一卷が1958年11月に出版されている)。その方法はどのようなものであったか。具体的に見て行こう。

第一・二審とも死刑判決の本田昇被告(逮捕当時23歳)の場合を取り上げよう⁽¹⁷⁾。彼は、国鉄労組福島支部委員かつ共産党員であり、「赤間自白」により9月22日に逮捕された。検察側のシナリオでは、被疑者の或る者たちが8月13・15日に国鉄労組福島支部事務所に集まり、列車転覆の共同謀議を行ない、東芝工場内でも何回か謀議が繰り返され、その結果、国鉄側から三名、東芝側から二名が出て線路破壊を実行した。本田被告は国鉄側の三人の一人だから、彼が8月16日の晩をどう過ごしたかが決定的に重要である。本田被告のアリバイがこの裁判において検察側と被告側の最大の争点の一つとなった。調書および証言によれば、本田被告は16日、通常通り国鉄労組支部事務所に出勤し、夜は武田久(国鉄労組福島支部委員長、共産党員)宅に行った。その日は武田の父の命日で酒宴が開かれており、仲間と酒を飲み、自分の恋愛問題を話し、大いに騒いだ。酔っぱらったので、武田の妹のヒサ子に途中まで送ってもらい、その晩は事務所に泊りこみ、朝までぐっすり眠った。もしこれが事実なら、本田被告は16日の晩、列車転覆の実行に出かけて行くことは不可能である。そこで本田の酩酊の程度、酔えば恋愛論ができないか、などが争点となる。これに関する判決文とそれに対する広津の検討は次のようである：

判決文：(証人や本田被告の言うように——引用者)もし、そんな程度に酔っていて議論したりしたならば、議論ではなくてくだをまくというような話振りであったと見るべきで、水商売の女でもない、年頃の娘である武田ヒサ子が真面目になって相手になるような話振りであったと考えることは出来ない。更に又、本田がそのように酔っていたとすれば……その有様は醜態を呈していたであろうことは明らかで、本田被告と夫婦でも恋人同士でもない年頃の娘である武田ヒサ子が、旧盆の午後十時過ぎのいわゆる宵の口で、人の通りも少くなかったと推察される福島市内の街路を、何十分の間連れ立って歩くという事は到底耐えられぬ程恥かしくて、迷惑なことだったろうと見るべきである。ところが武田ヒサ子の証言を通読しても、同人がいささかでもそのような感じを持った気配もなく、いかにも遠回りをして、本田の帰宅の道とは凡そ反対な藤橋鉄工所の方を廻って歩いたというのである。従って、もし武田ヒサ子の証言の如く、愛情の問題にせよ武田ヒサ子と本田と、二十分又はそれ以上にも亘って議論をしたこと、更にその後連れ立って市内を歩いた事が事実とすれば、本田の酩酊の程度はさほど甚しくはなく、同人は一応しゃんとしていたと見るべく、逆にそれ程酩酊したことが本当ならば、武田ヒサ子と議論したり、連れ立って歩いたりした事はないと見るべきで、要するに、本田被告の酩酊の程度に関する右各証言及び本田被告の主張は矛盾があり到底採用し難い。

広津の検討：嘔吐するほど酔っ払えば口も利けないはずだというが、酔った状態というものは、何もかも解らなくなるのではなく、一方では頭が冴えて、気になることなどは、酔わない前よりもなおいっそうはっきり頭に来ることがあるものである。本田被告はそのとき恋愛に悩んでいるのである。……武田ヒサ子の心理を言えば、兄の友達と自分の友達との恋愛問題である。こういう問題は若い人たちは真剣に考えているし、年頃の娘であれば、友達の問題でも、自分に引較べてもいろいろ考えられもするし、一つは酔っている本田被告の身を案ずるとともに、本田被告の悩みに同情して、送りながらその話を聞き、自分も意見を言おうという気になるのも頗る自然な話である。こうして二人は連れ立って外に出て行ったのである(二人がつれ立って出て行ったということは判決文も半ば認めているらしい)。……恋愛のことが酒を飲む前から頭にある本田被告が酔っ払った後まで、それをしゃべり続けるということは、判決文の言うように、決してないことではない。それだけ酔っていれば、議論ではなく、くだを巻いたはずだ、くだを巻いたとすれば、水商売の女でない、年頃の娘である武田ヒサ子が、真面目に相手には出来ないはずだ。——というこの「尻取り遊び」のような論理の飛躍、いや、余りにも通俗的な仮定と想像との飛躍は、われわれを呆気にとらせる。もっとも、呆気にとられるだけならば「人の頭には面白い連想作用もあるものだ」と思って笑っていればすむのであるが、こういう仮定から仮定に飛ぶ想像力によって、事の実態が歪曲され、人間が死刑にされようとしているとなると、これは黙ってはいられなくなる。……二人でゆっくり歩いたということにも……判決文はさも不自然な、

ありそうでもないことのように書いているが、どうしてそれが不自然で、ありそうもないことかと反問してみたい。……「話は尽きない」と武田ヒサ子が証言しているとおり、歩いているということは、歩いていることが目的ではなく、話をするということが目的で歩いているのである。話が主であって歩くことが従なのである。遠廻りして歩くのも何も不自然ではない。……こんなふうには何等の証拠によらず、理屈にもならない理屈で、判決文は本田被告が大して斟酌していないということに無理にこじつけてしまったが、こんなこじつけで斟酌している人間が斟酌しないことになると思っているのであろうか。……どうしてこんな無理をしてでも、判決文がここで本田被告を大して斟酌していないことにしてしまわなければならないかと言えば、それは本田被告が国鉄労組支部事務所に酔っ払ってその晩泊ったという事実を否定しなければならぬからである。なぜそれを否定しなければならないかと言えば、それは本田被告がその晩十二時から、高橋、赤間両被告と線路破壊の実行に出かけたことにしなければならぬからである。その線路破壊の実行に出かけたことにするために、本田被告の斟酌を出来るだけ少ないものとし「一応しゃんとしていたと見るべく」ということにしなければならぬのである。

ここで採られている方法は、判決文の検討であり、それ以外ではない。その材料は判決文・判廷記録・各種調書である。こうした判決文に対する検討が、全被告について行なわれるのである。これは一体、何を意味するのであろうか。その意味は、おそらく、「検察官の論理」——最高裁小法廷での全員無罪の判決（1963.9）の後、あらためて纏められた『松川事件と裁判』（1964.8）の副題——すなわち、裁判をめぐる「権力の言説」に対して、「もう一つの言説」を対置したところに求められよう。その「もう一つの言説」は何に基づいているのか。それを「理性」とか「良心」とかいうことは間違いではあるまい。しかし、それらの言葉は手垢に汚れている。それらを取り除いてなお残る何ものか、それを何と名付ければいいのか。広津の裁判批判の文章から感じられるものは、そうした「何ものか」である。彼は、最高裁小法廷での斎藤朔朗裁判長の事実認定に関する著書の感想を、次のように述べている⁽¹⁸⁾。「その考察が真実で、論理は明晰であり、誇張のない文章の行間には、理解力のこまかさが行き互っている快さが感じられた」と。ここで表現されている「考察が真実で、論理は明晰であり、誇張のない文章の行間には、理解力のこまかさが行き互っている快さ」とは、まさに、(小説を含む)広津のどの文章からも受ける印象そのものである。

ここで、広津の「松川裁判批判」とは一体何かを改めて問うてみると、それは検察官の論理批判という面では「批評」であるし、それに一貫して小説家的想像力を駆使したという面では「文学」である。すなわち、それ自体が全く新しい「批評文学」の創造であったということができよう。

5. 広津の「松川裁判」批判の現代的意義——知識人の社会的責任

以上、広津の「松川裁判」批判を彼の文学的営為との関わりにおいて考察して来た。ここでは、その現代的意義について、いくつかの観点から改めて考えてみよう。

広津の“熊谷判事に答える”から受けた心の動揺を医師である松田道雄は次のように伝える⁽¹⁹⁾。「熊谷氏の文章にたいする広津氏の回答（「熊谷判事に答える」）をよんだとき、自分が知らぬまにもっている職業意識に気づいて大きい衝撃をうけた。……裁判官はどんな理由からにしろ『判決が客観的事実に符合するや否やに心を煩わすなかれ』ということは許されないという広津氏の文章は、医者とはどんな理由からにしろ『治療によって病人の生命が失われるかどうか心に煩わすな』ということとは許されない』と書いてあるような気がした」と。“熊谷判事に答える”は、第二審の裁判開始当時仙台高裁長官であった石坂氏が第二審判決当時の鈴木裁判長に送った書簡の内容を広津が批判し、それに対し熊谷判事が出した公開状に広津が答えたものである⁽²⁰⁾。松田が「大きい衝撃をうけた」のは、熊谷判事の石坂書簡弁護を彼は肯定的に捉えていたからだ。すなわち、「人の生命をとりあつかう職業にあるものが、職業にかんして十分の注意を怠らないのに、なお過誤がありうるということにたいする人間としての苦しみを、同じ職業にあるものがいくらかでも軽くしてやろうとするとき、人事をつくしたのだから、あとはどうなってもやむを得ないという表現をとったにしても、それを職業上の注意を怠ってもよいといったように解釈しないでほしい」というのが熊谷氏の真意であると彼は理解していたのだ。広津の熊谷判事批判から、彼は、医者の特権的なあり方に気付かされたのに違いない。このような反省から松田は、医者の医療過誤を最小限にする保証として「患者自治会」を推奨する。医者に直接的に対峙するこうした組織の存在は、その機能を有効に発揮するであろう。しかし裁判の場では、医療における「患者自治会」のようなものが存在しないから、裁判官の良心がつねに覚醒した状態にあるためには、結局、「庶民の目が光っていること」が不可欠であるとするのである。

しかし広津の活動を、「庶民の目が光っている」といった次元で捉えることができるであろうか。そのような理解は間違いではないにしても、彼の活動が示唆する重要な一つの要素を把握し損ねているのではないか。すなわち、裁判官や医者の「専門家」としての在り方をそのもの自体として問い、それを変えて行くことの可能性を松田は深く考えていないように思えるのだ。「患者自治会」や「庶民の目」が有効に機能するためにも、「専門家」としての裁判官や医師の態度や行動それ自体も変わる必要があるのではないか。

この点で広津と物理学者の湯川秀樹との“今日のヒューマニズム”と題する1954年12月に行なわれた対談は示唆的だ⁽²¹⁾。その一部を引用しよう。

湯川：原子力というものが現われて来て、……人間のほうが生活態度や考え方を変えていくひまがなくて、今まで来てるわけですね。……なんとか人間の側が追いつかなきゃいかんのですね。

広津：ぼくは今にも追いつくと思うんだけどね。……これ以上バカなことをして見なければそれを悟らないというならば、今早く悟ってほしい……。

湯川：だいぶ、しかし悟りかけて来ているんじゃないでしょうか。表面はそうでなくても、……。これは少し甘過ぎる見方かも知れませんが。

広津：甘過ぎるほうがいいですよ。

湯川：ここで希望を失ったらいかんですね。もう、いくら声を大にして言ってみてもダメだと絶望したら、もうダメですね。

広津：ダメですね。ぼくはそう思うな。希望を失ったら何も言うことはない。なんとかよくなるだろう、ということを考えないなら、書く必要も物を言う必要もない。

前年12月に福島高裁での第二審の判決があり、広津は本格的な裁判批判を迫られ、同年3月にビキニ環礁での米国による水爆実験が行なわれ、湯川は科学者として根本的な態度の変更を迫られたのだ。ここで語られているのは、「知識人の社会的責任」ということであろう。そして、ここでの知識人とは、狭義の「知識人」——それは「専門家」と言ってよからう——の範疇をすでに超えた存在である。両者の間に対話が成立すること自体がそれを証している。

しかし、状況がどれほど変化しても（人類の存続が危殆に瀕しても）、それに責任をとる自由もあれば、とらない自由もある。すなわち、「自由」と「責任」とは密接に関連している。広津の最後の論点もこの点に関わる。

『松川事件と裁判』の末尾にある「附 少数意見」の最終節（四）において、広津は「裁判官の自由心証」について論じる⁽²²⁾。そこでは、原審破棄・高裁差戻しの判決を下した最高裁大法廷（評決七対五）において、「黒」と判定した田中耕太郎最高裁長官の意見が少数意見の代表として取り上げられる。田中長官は、裁判官の「自由心証」に関して、「裁判官は同一人の二つの矛盾した供述のいずれか一つを真とすることもできれば、その二つの真実性を否定することもできるのである」と述べる。形式的にはその通りであろう。しかし実質的にはどうか。そこに、若干とも「自由選択」の意味が是認されることはないか。裁判官にとって、確かに、事実とは「推認の事実」に他ならない。しかし、——と広津は言う——「裁判官は『推認』以外に事実を掴むことはできなくとも、被告にとってはそれは『推認』の事実ではなく、『経験』の事実であるということである。……そこで裁判官はいつでも被告には『経験』であり『体験』の事実であるということを念頭において、自分の『推認』をそのことによって、何回も何回も吟味し直して見なければならぬ」のである。これはおそらく（その名に値する）「作家」にして初めて言いうる言葉であろう。そして、「国民が裁判官に『自由心証』を認めているということは、裁判官がどういう認定をしても、それは裁判官の自由だというような意味ではない。自由心証を認められたということは、裁判官が『自由』について最高の責任を持たされたということである」と広津は結論するのである。

こうした発言によって、もちろん発話者自身にも、その内容に関して「最高の責任」が

生じることはいうまでもない。広津の場合、その「最高の責任」は、定吉（『神経病時代』の主人公）がその妻に対してもつ「責任」に通じているであろう。誰であれ、自身の「経験の事実」を深めることによって、世界に生起する様々な人間の悲惨に「責任」をもつことができるようになる。広津和郎の不断の文学的営為すなわち「批評文学」の創造はこのことをわれわれに教えているように思われる。

注

- (1) 木下英夫『松川事件と広津和郎——裁判批判の論理と思想』（2003、同時代社）は、「文学者広津和郎の文学的営為のなかに、その裁判批判の動機と論理を成立させ、貫いている思想をとらえてみよう」(p. 60)とする点で、本稿と問題意識を共有する。しかし著者の死去により未完に終わった。
- (2) 現代平和学における直接的・構造的・文化的暴力の定義については、拙稿“文化的暴力”(加藤尚武編『応用倫理学事典』丸善株式会社、2008、pp. 602-603)を参照されたい。
- (3) 広津和郎『松川裁判』（1958）、『広津和郎全集』第十卷（1973）、中央公論社、pp. 11-16。
- (4) 伊部正之“序文—松川事件について”、木下英夫『松川裁判と広津和郎』（2003）所収、同時代社、pp. 8-13。
- (5) 『日本の文学 32 広津和郎・菊池寛』（1969）、中央公論社、p. 508。
- (6) 湯川秀樹・広津和郎対談“今日のヒューマニズム”(1954)、湯川秀樹編『科学と人間のゆくえ——続半日閑談集』（1973）、講談社、pp. 89。
- (7) 『日本文学全集 28 広津和郎・葛西善蔵』（1964）、新潮社、p. 64。
- (8) 『広津和郎全集』第四卷（1973）、中央公論社、p. 502。
- (9) 『広津和郎全集』第四卷（1973）、中央公論社、p. 503。
- (10) 広津和郎“全と個”(1938)、『広津和郎全集』第九卷（1974）、中央公論社、pp. 297-298。
- (11) 『広津和郎全集』第五卷（1974）、中央公論社。
- (12) 小林秀雄『小林秀雄全文芸時評集 下』（2011）、講談社、p. 20。
- (13) 広津和郎“小林秀雄君に”(1934)、『広津和郎全集』第九卷（1974）、p. 230。
- (14) 『広津和郎全集』第五卷（1974）、p. 522。
- (15) 広津和郎『松川事件と裁判』（1964）、『広津和郎全集』第十一卷（1974）、中央公論社、pp. 14-16。
- (16) 内田義彦『読書と社会科学』、『内田義彦著作集』第九卷（1989）、岩波書店、p. 37。
- (17) 広津和郎『松川裁判』（1958）、『広津和郎全集』第十卷（1973）、中央公論社、pp. 14-15、pp. 195-209。
- (18) 広津和郎“裁判の公正は守られた”(1963)、『広津和郎全集』第十一卷（1974）、中央公論社、p. 447。
- (19) 松田道雄“人命をあつかうもの——医者と裁判官——”(1954)、上山春平・川上武・筑波常治編集・解説『科学の思想Ⅱ—現代日本思想体系 26』（1964）、筑摩書房、p. 386。
- (20) 広津和郎“熊谷判事に答える”(1955)、『広津和郎全集』第十一卷（1974）、中央公論社、p. 319。
- (21) 湯川秀樹・広津和郎対談“今日のヒューマニズム”、pp. 99-100。
- (22) 広津和郎『松川事件と裁判』（1964）、『広津和郎全集』第十一卷、1974、pp. 244-246。

参考文献

『広津和郎全集』第一卷～第十三卷、中央公論社、1973-74。